

千葉県企業立地促進資金のご案内

県内に工場や本社、研究所等を立地する企業の方が
立地企業補助金と同時にご利用できる融資制度です！



～補助金の認定を受けた方が本資金をご利用になれます～

1 資金概要

対 象 者	千葉県立地企業補助金の立地計画認定を受けた企業の方 ※認定の要件（補助金の要件）は裏面をご覧ください
資 金 使 途	設備資金及び運転資金
融 資 限 度 額	設備資金 20億円以内（融資対象経費の90%以内） ※既存の跡地処分により本資金の一部返済を行う場合は加算可能 運転資金 3千万円以内
融 資 期 間	設備資金 12年以内（据置期間2年以内） ※加算分については一括償還 運転資金 3年以内（据置期間1年以内）
融 資 利 率	年1.6%以内（固定金利）
保 証 人 及 び 担 保	取扱金融機関の定めるところとする （必要に応じ信用保証協会の保証を付する）
融 資 ま だ の 流 れ	県企業立地課から立地企業補助金に係る立地計画の認定を受けたのち、取扱金融機関に融資をお申し込みください。

2 融資の申込先

以下の取扱金融機関で申込受付をしています。

- | | |
|---------|--|
| （銀 行） | 千葉・千葉興業・京葉・群馬・常陽・筑波・東京都民・東日本・東京スター・みずほ・三菱東京UFJ・三井住友・りそな・三井住友信託 |
| （信用金庫） | 千葉・銚子・東京ベイ・館山・佐原・水戸・朝日・東京シティ・東京東・東栄・亀有・小松川・城北 |
| （信用組合） | 房総・銚子商工・君津・第一勧業・ハナ・横浜幸銀 |
| （そ の 他） | 商工組合中央金庫・農林中央金庫 |

○企業立地促進資金（県制度融資）についてのお問い合わせ先

千葉県商工労働部 経営支援課 金融支援室

TEL 043 (223) 2707

○立地企業補助金についてのお問い合わせ先

千葉県商工労働部 企業立地課 企画・誘致推進班

TEL 043 (223) 2444

千葉県立地企業補助金制度の要件及び補助額

県では様々な支援スキームで皆様の企業立地を支援します。

(平成26年6月5日現在)

種 目	◎ 対 象 / ■ 要 件	補助額	補助限度額
大規模投資 企業立地	◎製造業の工場又はその他県の産業振興施策に 合致するものとして知事が特に認める施設 ■投下固定資産額が500億円以上 ■事業従事者が300人以上	建物に係る 不動産取得税 相当額	70億円
本社立地	◎本社 ■延床面積500㎡以上 ■事業従事者が50人以上		10億円
研究所立地	◎自然科学研究所 ■敷地面積1,000㎡以上 ■事業従事者が10人以上(特定振興地域5人以上)		
工場立地	◎工業団地等(指定の団地に限る。)に立地する 製造業の工場 ■敷地面積1,000㎡以上 ■事業従事者が10人以上(特定振興地域5人以上)	償却資産に係る 固定資産税 相当額	10億円
がんばる 市町村 連 携	◎製造業の工場又は流通加工施設 (特定振興地域は、上記のほか植物工場、 情報サービス業、宿泊業、観光業の施設) ■市町村が助成又は市町村税の課税免除等を行う ■敷地面積1,000㎡以上 ■事業従事者が10人以上(特定振興地域5人以上)	建物に係る 不動産取得税 相当額	10億円
競争力強化 (再投資支援)	◎製造業の工場又は自然科学研究所 ■市町村が助成又は市町村税の課税免除等を行う ■投下固定資産額が10億円以上 ■雇用維持 ■事業の高度化	建物に係る 不動産取得税 相当額	10億円
	◎宿泊業又は観光業の施設(特定振興地域に限る) ■市町村が助成又は市町村税の課税免除等を行う ■投下固定資産額が2億円以上 ■雇用者10%以上(最低2名)増		
マイレージ型 (累積投資型)	◎製造業の工場又は自然科学研究所 ◎中小企業 ■投下固定資産額が3年間で2億円以上 ■雇用維持 ■事業の高度化		
雇用創出支援	◎本社、製造業の工場、自然科学研究所又は 流通加工施設 (特定振興地域は上記のほか、植物工場、 情報サービス業、宿泊業、観光業の施設) ■建物延床面積500㎡以上又は敷地面積 1,000㎡以上 ■事業従事者数(操業開始日から3年後) 大企業:100人以上(特定振興地域50人以上) 中小企業:50人以上(特定振興地域25人以上)	正規雇用者 5万円/人 高度人材 30万円/人 非正規雇用者 2万円/人	1億円

詳細につきましては、県商工労働部企業立地課までお問い合わせください。